令和８年第４回加須市議会定例会

加　須　市　議　会　議　案

令和８年１１月２０日招集

加　　須　　市

目　　次

第１０３号議案　令和８年度加須市一般会計補正予算（第４号）・・・・・・・別冊
第１０４号議案　令和８年度加須市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊
第１０５号議案　令和８年度加須市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊
第１０６号議案　令和８年度加須市介護保険事業特別会計補正予算
（第３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別冊
第１０７号議案　令和８年度加須市水道事業会計補正予算（第１号）・・・別冊
第１０８号議案　令和８年度加須市下水道事業会計補正予算（第１号）・別冊
第１０９号議案　加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第１１０号議案　加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第１１１号議案　加須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第１１２号議案　加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・８
第１１３号議案　加須市子育て支援医療費支給に関する条例等の一部を
改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第１１４号議案　加須市簡易通園母子訓練施設条例を廃止する条例・・・・・１９
第１１５号議案　工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
第１１６号議案　工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第１１７号議案　公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・２２
第１１８号議案　公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・２３
第１１９号議案　公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・２４
第１２０号議案　公の施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・２５
第１２１号議案　市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第１２２号議案　市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

第１０９号議案

加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年加須市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条ただし書中「又は第１２項第２号」を「若しくは第１２項第２号」に改め、「場合」の次に「又は同条第１０項第３号に規定する保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第６条第１項中「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）

に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第１８条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２７条中「小規模保育事業Ｂ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第２９条第２項第３号中「第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３１条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３５条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４４条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所

内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条中「と、同条第４号中「次号」とあるのは「第４８条において準用する第２８条第５号」」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加える。

附則第６条中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第９条中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項」を「第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第３項若しくは第４項」に改め、「保育士の数（」を削り、「がない」を「がないもの」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

（加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年加須市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「当分」を「令和１０年３月３１日まで」に改め、「の規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす

おそれがあるときは、当分の間、改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第２条及び次項の規定は公布の日から、第１条中加須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１３条の改正規定は令和８年１２月２５日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

内閣府が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、加須市が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、当該内閣府令と同等の水準にするため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

第１１０号議案

加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加須市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年加須市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

内閣府が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、加須市が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、当該内閣府令と同等の水準にするため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

第１１１号議案

加須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加須市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年加須市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第２号の次に次の１号を加える。

（２）の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第１０条第３項第３号の次に次の１号を加える。

（３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

内閣府が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、加須市が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、当該内閣府令と同等の水準にするため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

第１１２号議案

加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年加須市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５１条・」を「第５１条－」に改める。

第２条第６号中「小規模保育事業　」を「満３歳未満等小規模保育事業　」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第３号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の１号を加える。

（６）の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

第２条第１１号の次に次の３号を加える。

（１１）の２　教育認定子ども　法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

（１１）の３　満３歳以上保育認定子ども　法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

（１１）の４　保育認定子ども　法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「第２７条の２第１項各号、」の次に「学校教育法第１条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」

を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３７条第１項中「第３章第２節」を「第２７条」に、「同章第３節」を「同条例第２７条」に、「同章第４節」を「同条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（１）　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（２）　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第３７条に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に改め、同項

を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの数の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項及び第１２項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第１９条第３号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第７項中「うち、」を「うち」に改め、「のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第１１項を第１２項とし、第８項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第４６条第７号中「第３９条第２項」の次に「及び第３項」を加える。

第４７条第１項及び第２項ただし書中「満３歳未満保育認定子ども」を「保

育認定子ども」に改める。

第４８条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中」を「第１４条第１項中」に改め、「地域型保育給付費」と」の次に「、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第５１条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付する。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第３号」を「法第１９条第３号」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域

型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの数の総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況

を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項」を「満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子どもを含む。）」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日）

２　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

内閣府が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、加須市が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、当該内閣府令と同等の水準にするため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

第１１３号議案

加須市子育て支援医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

（加須市子育て支援医療費支給に関する条例の一部改正）

第１条　加須市子育て支援医療費支給に関する条例（平成２２年加須市条例第１３５号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「受け、受給資格証を提示し」を「受けるとともに、次の各号のいずれかの方法によって受給資格の確認を受け」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）　医療機関等に受給資格証を提示する方法

（２）　市に対し、対象児童の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、子育て支援医療費の受給資格に係る情報（子育て支援医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市から回答を受けて当該情報を医療機関等に提供する方法

（３）　その他規則で定める方法

（加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正）

第２条　加須市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成２２年加須市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

第６条の見出しを「（受給資格の確認）」に改め、同条中「受け、受給者証を提示し」を「受けるとともに、次の各号のいずれかの方法によって受給資格の確認を受け」に改め、同条に次の各号を加える。

（１）　医療機関等に受給者証を提示する方法

（２）　市に対し、受給者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、次条第１項のひとり親家庭等医療費の受給資格に係る情報（同項のひとり親家庭等医療費の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市から回答を受けて当該情報を医療機関等に提供する方法

（３）　その他規則で定める方法

（加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正）

第３条　加須市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成２２年加須市条例第１４５号）の一部を次のように改正する。

第７条の見出しを「（受給資格の確認）」に改め、同条中「受け、受給者証を提示し」を「受けるとともに、次の各号のいずれかの方法によって受給資格の確認を受け」に改め、同条に次の各号を加える。

（１）　医療機関等に受給者証を提示する方法

（２）　市に対し、受給者の個人番号カード（行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、医療費助成金の受給資格に係る情報（医療費助成金の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市から回答を受けて当該情報を医療機関等に提供する方法

（３）　その他規則で定める方法

附　則

この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

子育て支援医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費に係る受給資格の確認方法にオンラインにより行う方法を追加したいので、この案を提出するものであります。

第１１４号議案

加須市簡易通園母子訓練施設条例を廃止する条例

加須市簡易通園母子訓練施設条例（平成２２年加須市条例第１３８号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

就学前児童の発達を支援する体制が充実したこと等を踏まえ、加須市簡易通園母子訓練施設を廃止したいので、この案を提出するものであります。

第１１５号議案

工事請負契約の変更について

次のとおり加須市立昭和中学校外３校屋内運動場空調設備設置等工事の工事請負契約を変更することについて議会の議決を求める。

履行期限の変更

変更前　令和９年１月２９日

変更後　令和９年３月３１日

請負金額の変更

変更前　５億３，７０２万円

変更後　５億４，２７９万７，２００円

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

令和８年２月に議決を経た加須市立昭和中学校外３校屋内運動場空調設備設置等工事の請負契約について、当該工事の一部設計変更等に伴い、履行期限及び請負金額を変更したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、この案を提出するものであります。

第１１６号議案

工事請負契約の変更について

次のとおり加須市立大利根中学校外３校屋内運動場空調設備設置等工事の工事請負契約を変更することについて議会の議決を求める。

履行期限の変更

変更前　令和９年１月２９日

変更後　令和９年３月３１日

請負金額の変更

変更前　６億１，９３０万円

変更後　６億３，８３５万２，０００円

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

令和８年２月に議決を経た加須市立大利根中学校外３校屋内運動場空調設備設置等工事の請負契約について、当該工事の一部設計変更等に伴い、履行期限及び請負金額を変更したいので、加須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、この案を提出するものであります。

第１１７号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園

２　指定管理者となる団体の所在地及び名称

加須市下高柳１９３２番地１

社会福祉法人加須市社会福祉協議会

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

加須市障害福祉サービス事業所あけぼの園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、この案を提出するものであります。

第１１８号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

加須市健康ふれあいセンター

２　指定管理者となる団体の所在地及び名称

さいたま市中央区新都心１１番地２さいたま新都心ＬＡタワー３０Ｆ

株式会社クリーン工房

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

加須市健康ふれあいセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、この案を提出するものであります。

第１１９号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

加須市童謡のふる里おおとね農業創生センター

２　指定管理者となる団体の所在地及び名称

加須市佐波２５８番地１

株式会社米米倶楽部

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

加須市童謡のふる里おおとね農業創生センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、この案を提出するものであります。

第１２０号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

１　指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

加須市ライスセンター

２　指定管理者となる団体の所在地及び名称

加須市大越１７０８番地１

株式会社かぞ農業公社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

加須市ライスセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、この案を提出するものであります。

第１２１号議案

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起　　点	終　　点	重要な経過地
７３８７号線	油井ケ島字浦谷６５２番地先	油井ケ島字浦谷１４４１番１地先	
北１３７４号線	麦倉字曽根３３４９番２地先	栄字宮西２４３８番４地先	

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

これらの路線は、道路利用状況により再編成された道路であり、市道として管理するため認定したいので、この案を提出するものであります。

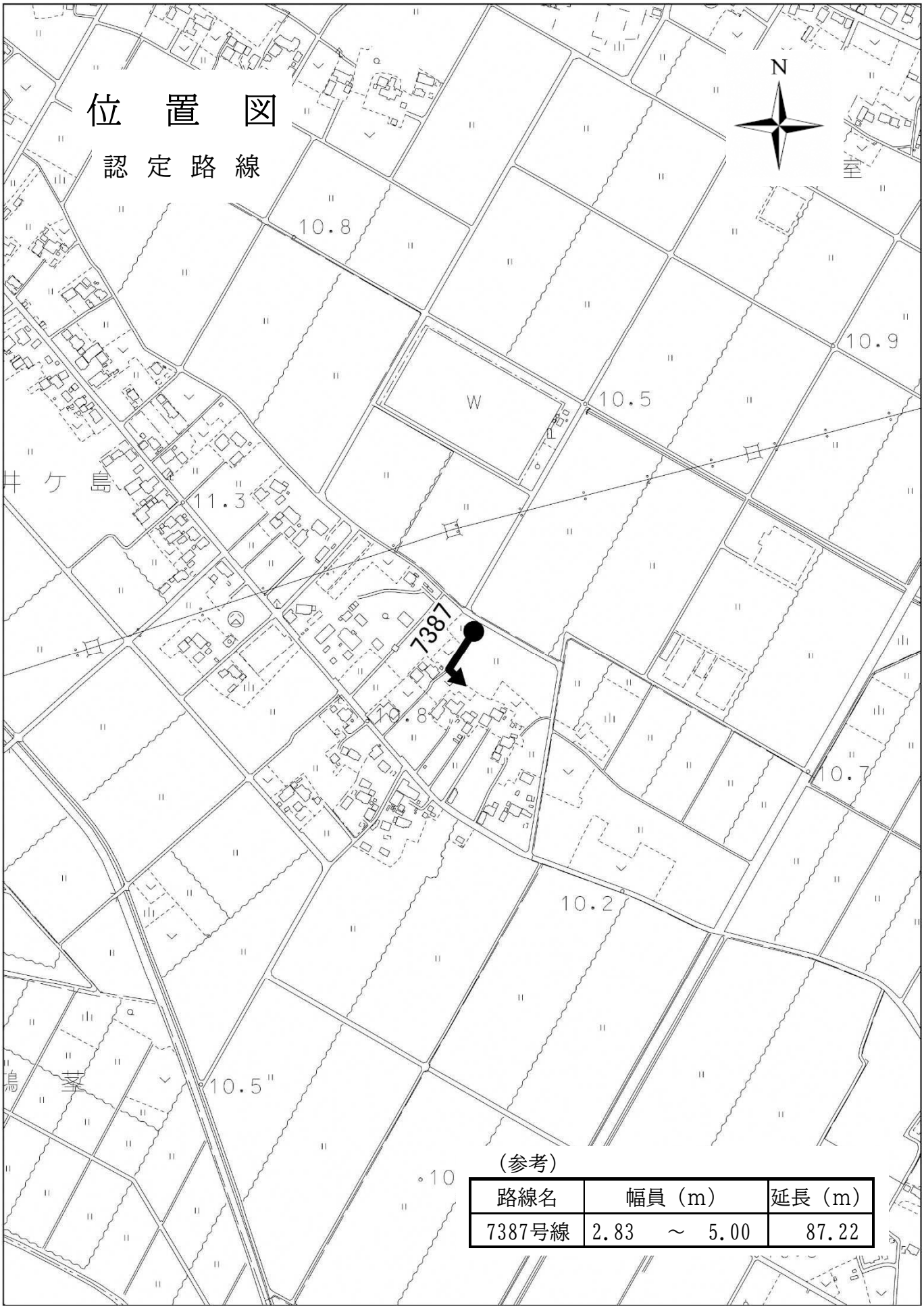

（参考）

路線名	幅員（m）	延長（m）
7387号線	2.83　～　5.00	87.22

位　置　図

認 定 路 線

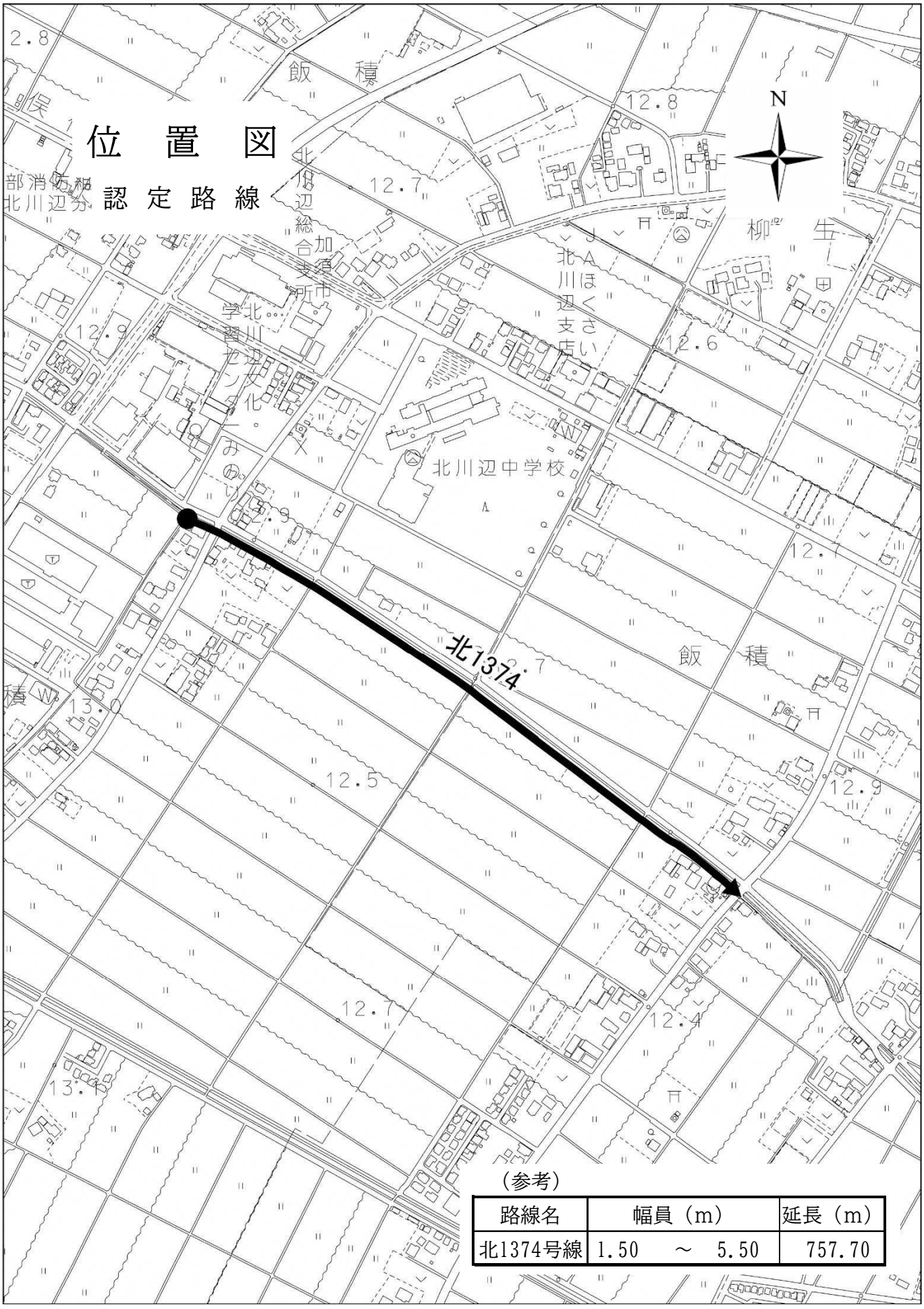

（参考）

路線名	幅員（m）	延長（m）
北1374号線	1.50　～　5.50	757.70

第１２２号議案

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

路線名	起　　点	終　　点	重要な経過地
１０９８号線	大越字上寺前１８７９番地先	大越字上寺前１８８２番１地先	
１３７５号線	上樋遣川字宮ノ下４２２４番３地先	上樋遣川字宮ノ下４２２２番１地先	
６２８７号線	南篠崎字川端２５５１番２地先	南篠崎字川端２５５０番１地先	
北１３７４号線	飯積字殿田１６８８番３地先	栄字宮西２４３８番４地先	

令和８年１１月２０日提出

加須市長　高　橋　稔　裕

提　案　理　由

これらの路線は、道路利用状況により不用路線となるため廃止したいので、この案を提出するものであります。

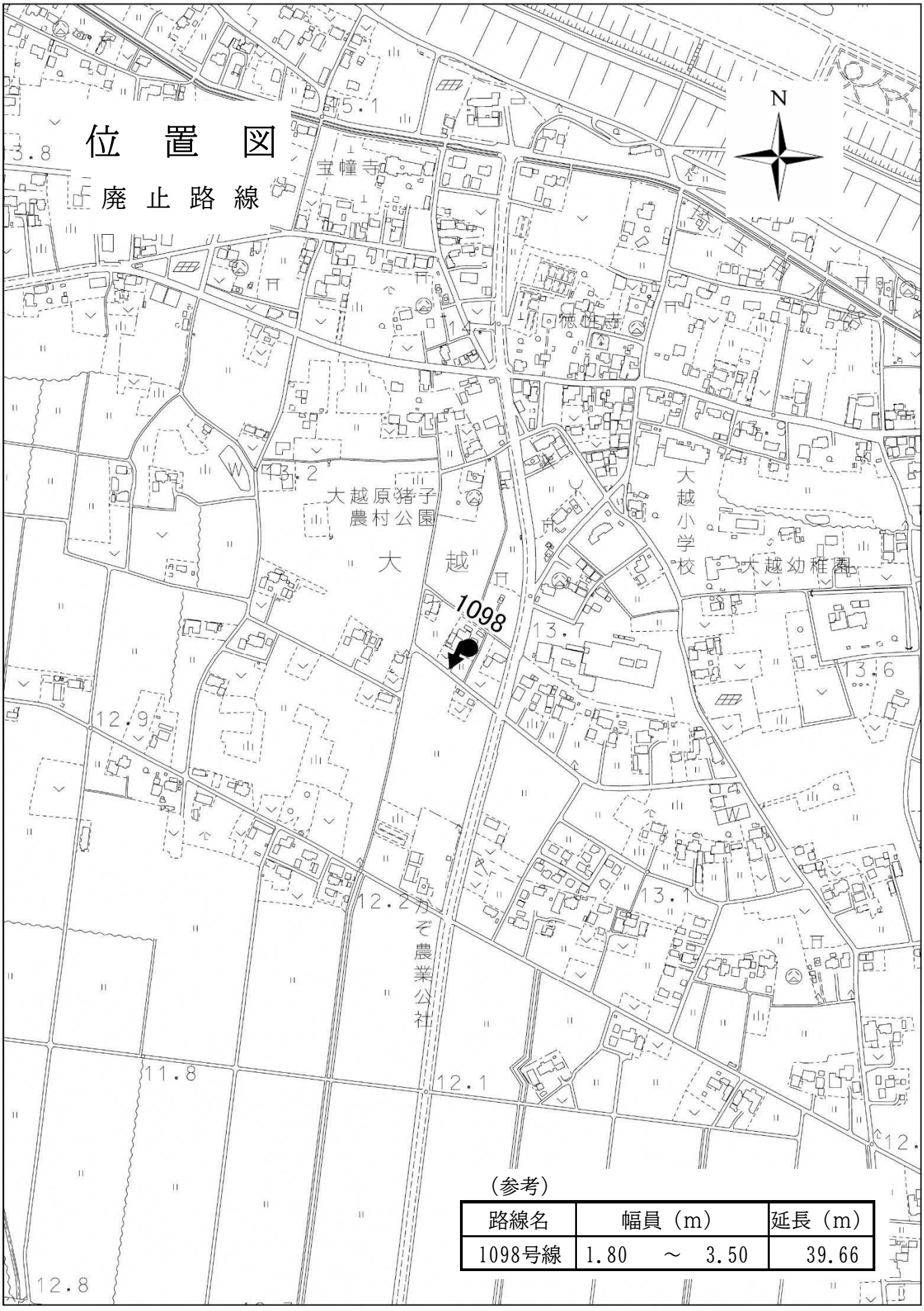

（参考）

路線名	幅員（m）	延長（m）
1098号線	1.80　～　3.50	39.66

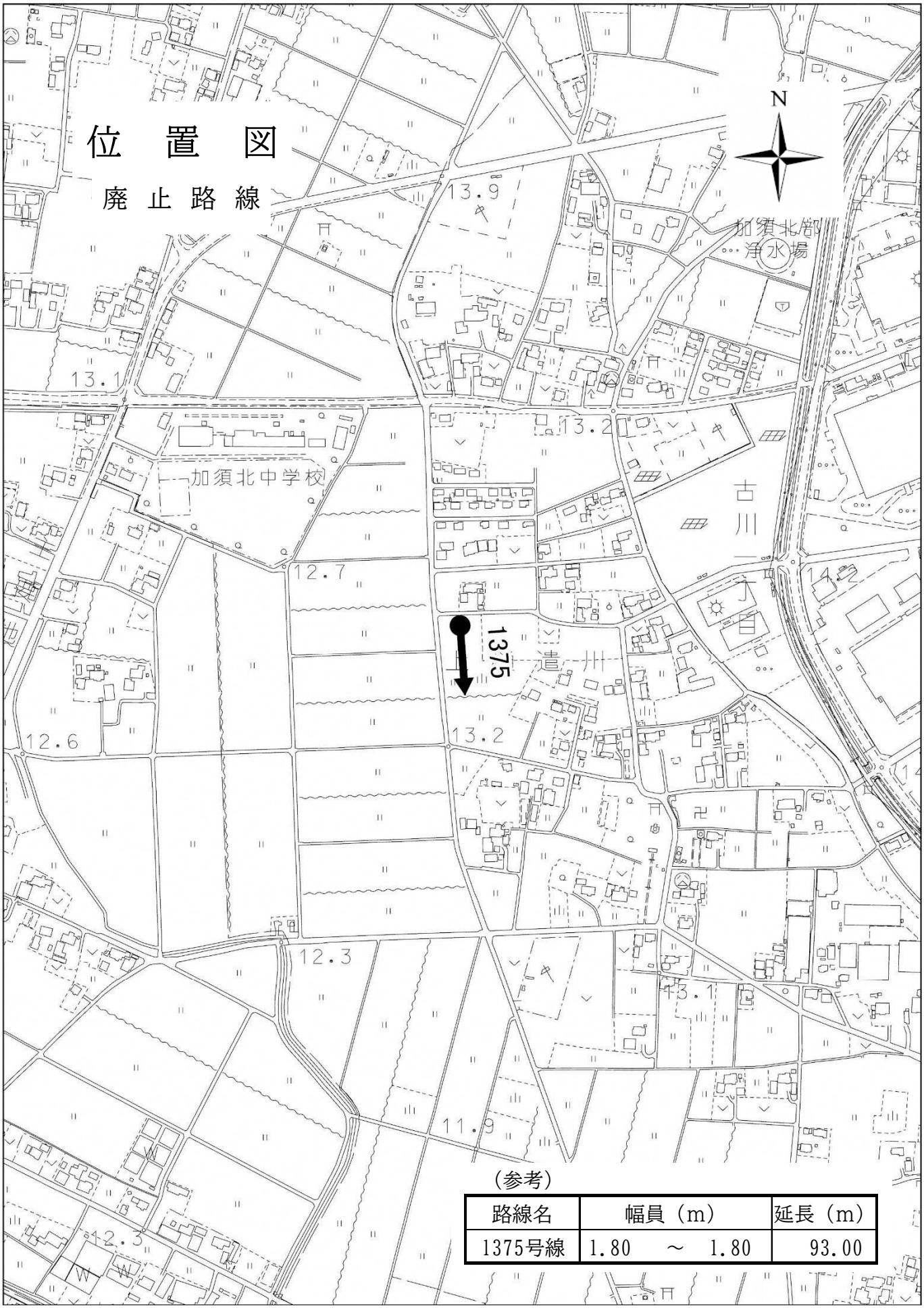

（参考）

路線名	幅員（m）	延長（m）
1375号線	1.80　～　1.80	93.00

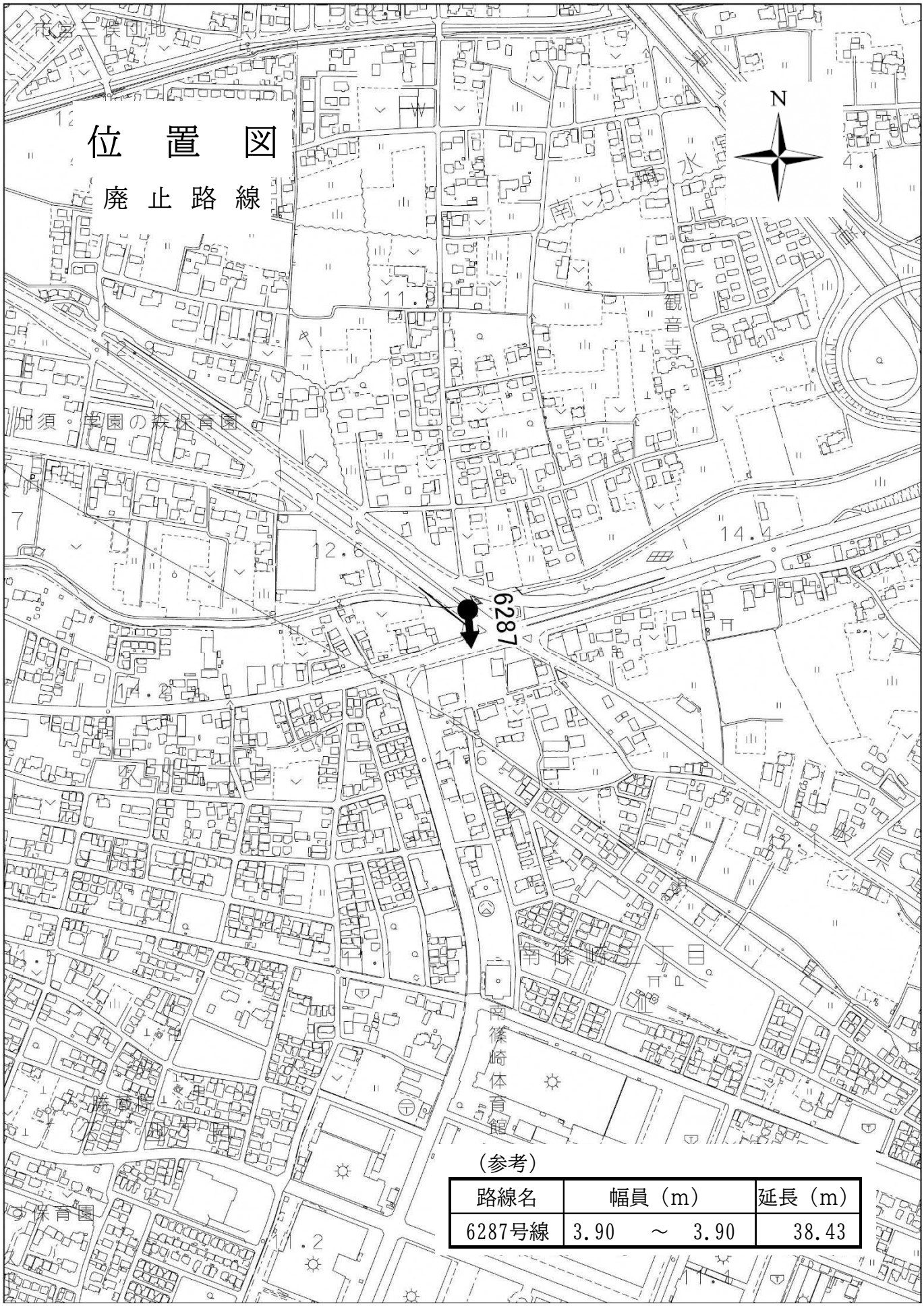

（参考）

路線名	幅員（m）	延長（m）
6287号線	3.90　～　3.90	38.43

位　置　図

廃 止 路 線

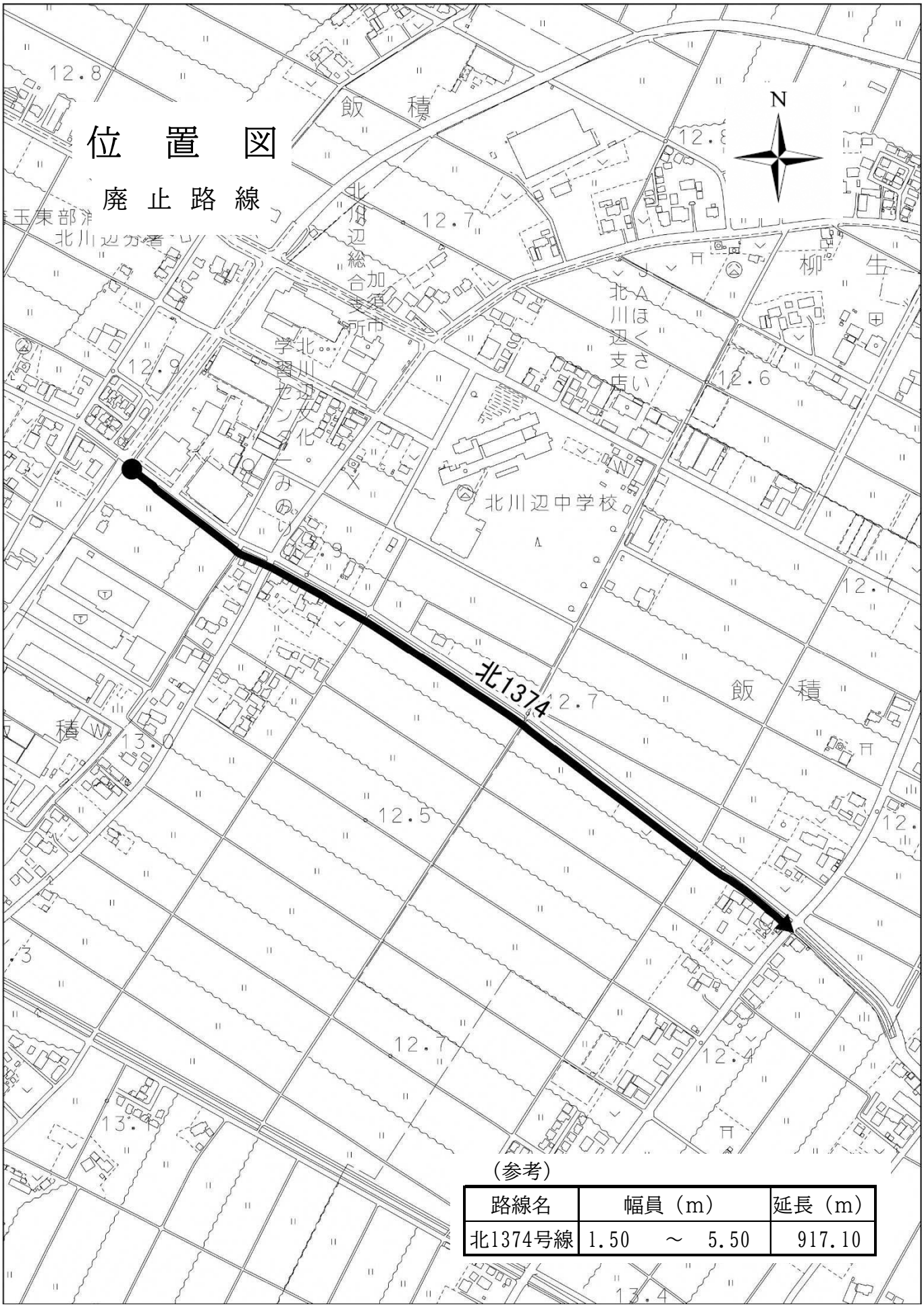

(参考)

路線名	幅員（m）	延長（m）
北1374号線	1.50　～　5.50	917.10